

勤労者・中小企業を応援

対象金融機関が拡大 勤労者住宅資金利子補給制度

市内に住宅を新築、購入か増改築するため、市が指定する金融機関から住宅資金の融資を受けた勤労者に利子補給金を交付します。最長で融資の返済を開始した月から6カ月間受けることができます。24年4月1日以降の借入金が対象です。

●対象

申請するときに次の要件をすべて満たしている方。
①職業の種類を問わず、事業所か事務所に使用が雇用され、賃金を支払われている法人代表者、役員などで雇用関係に無い方は除きます。
②市内に自らが所有し、居住する住宅を新築、購入か増改築した
③利子補給金の申請時に、新築・購入・増改築した、自己が所有する住宅に居住している
④金融機関への借入金の返済が完了していない
※借り換えは利子補給の対象外。
⑤納期限の到来した市税を完納している

●利子補給の金額

融資額のうち500万円を対象に、前年中に支払った利子額の2分の1以内（上限は月額1万963円）。

●対象金融機関

さがみ農業協同組合、横浜銀行、りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、スルガ銀行、八千代銀行、横浜信用金庫、平塚信用金庫、三浦藤沢信用金庫、神奈川銀行、静岡銀行、中央労働金庫、城南信用金庫、静岡中央銀行、三井住友信託銀行、ゆうちょ銀行（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨県、東京都に所在するゆうちょ銀行）



●Xメニューは選べる4種類 工業活性化事業補助金が拡充

今年度から一部補助額を拡充しています。四つの支援メニューは一括（工業活性化事業補助金）でも個別でも利用できます。新事業の展開などに利用してください。

①【拡充】見本市などへの出張支援

国内外で開催される見本市・展示会などの出張に必要な経費を補助します。会場使用料・展示品や配布資料の作成委託費・輸送委託費・通訳

③産業財産権の取得支援

特許権・意匠権・商標権・実用新案権の申請・審査請求・登録（初回のみ）や、弁理士などへの委託費用などに必要な経費を補助します。補助額は対象経費の2分の1で、10万円が上限。

④経営アドバイザー無料派遣

経営革新・販路拡大・新規事業展開などの取り組みを支援するために、中小企業診断士・社会保険労務士・ITコーディネーターなどの専門家を無料で派遣します。条件などは問い合わせください。販路開拓などの課題解決に企業巡回訪問を実施

企業技術者OBや中小企業診断士などの支援専門家と市職員が一体となって市内企業の巡回訪問を実施しています。各企業のニーズに合わせて、きめ細かな支援や大学・公設試験研究機関などへの連携を無料でコーディネートします。

企業誘致を促進 売却用地・貸し工場情報を募集

移転などで遊休化した工業系の売却用地や貸し工場の情報を、地権者や宅地建物取引業者から集めています。情報は市ホームページに掲載し、市内進出などを希望する企業に提供します。掲載無料。

委託費などが対象。補助額は対象経費の2分の1で、20万円が上限（団体の場合は3分の2で30万円が上限）。
②人材育成支援
ポリテクセンター関東（横浜市旭区）と県産業技術センター（海老名市下今泉）が実施する技術者研修の受講費用を補助します。補助金額は受講料の2分の1で、20万円が上限。

販売開始から1年以内の綾瀬らしさのある商品（飲食物）が対象。補助額は開発経費の2分の1で、10万円が上限。障害者雇用事業所に報奨金を交付
市内で1年以上継続して営業する中小企業で、毎年1月1日現在、雇用保険被保険者の障害者を1年以上雇用している事業主が対象。雇用されている障害者1人につき年額4万円を5年間交付。
中小企業退職金共済制度
勤労者退職金共済機構が市商工会（特定退職金制度）と共済契約を締結した中小企業者で、市内で事業を営んでいる事業主が対象。中小企業者が従業員のために支払った退職金共済掛金の10%以内で、対象者1人につき月額5千円が上限。

中小企業融資制度

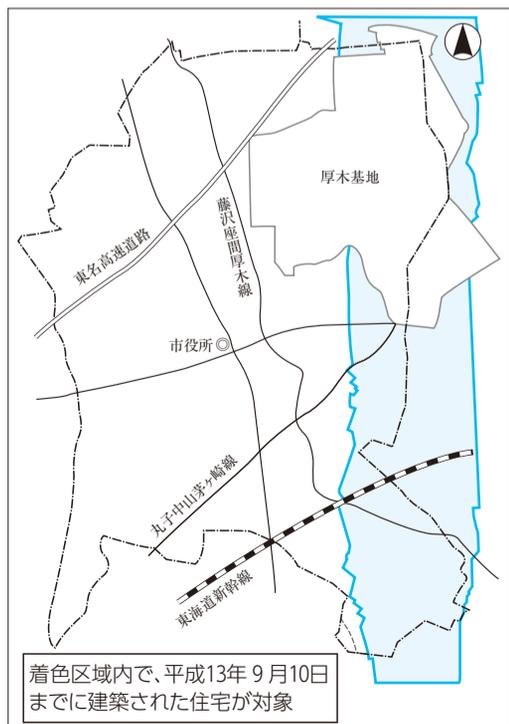
内容は表のとおり。この制

告示後住宅防音工事の助成対象となる建築年月日が改正されます

南関東防衛局では、厚木飛行場周辺の告示後住宅（昭和61年9月11日以降に建築された住宅）に対する防音工事を、W値（うるささ指数といわれる航空機騒音の基準値）が85W以上の区域で実施しています。

の受け付けを開始します。新たに対象になり工事を希望する方は、次の点に注意して希望届を提出してください。
①受け付けは6月1日からです（開始日前に提出されても受け付けません）。提出先は南関東防衛局住宅防音第一課です。
②登記簿など公的書類の建築年月日で、対象住宅であることを確認してください。
③工事は建築年月日の古い

6月1日から、85W以上の区域で平成13年9月10日まで（改正前は平成8年9月10日まで）に建築された住宅を対象に「住宅防音工事希望届」



住宅から実施する予定です。希望届は、同局、座間防衛事務所、市基地対策課にあり（同局☎www.mod.go.jp/db/s-kanto/）。
☎045・211・7139、座間防衛事務所☎046・261・4332、市基地対策課☎070・5604。

●融資制度

種類	用途	融資限度額	年利の上限	返済期間の上限	信用保証料補助	利子補給
小口事業資金	運転	1000万円	2.1%	5年	○	×
	設備	2000万円		7年		
経営安定資金	運転	運転資金と設備資金の合計で3000万円	1.9%	5年	○	○
	設備			7年		
創業支援資金	運転	運転資金と設備資金の合計で1000万円（これから創業する個人は自己資金と同額まで）	2.0%	5年	○	○
	設備			7年		

●補助制度

種類	補助の内容（上段）
信用保証料補助	市制度融資の保証料の1/2（今年度末までは上限なし）
利子補給（2年間）	市経営安定資金と市創業支援資金の約定利子の1/2
	県景気対策特別融資（一般枠）の約定利子の1/4
	㈱日本政策金融公庫のマル経融資の約定利子の1/2

度の利用者を対象とする信用保証料補助や利子補給の制度もあります。

1. 圏商工振興課 ☎70・5666